

第 8 号議案

亀岡市福祉医療費支給条例及び亀岡市老人医療費支給
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3 号）及
び亀岡市老人医療費支給条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 3 8 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市福祉医療費支給条例及び亀岡市老人医療費支給
条例の一部を改正する条例

（亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・
診療報酬審査支払機構」に改める。

（亀岡市老人医療費支給条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市老人医療費支給条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 3 8
号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診
療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市福祉医療費支給条例及び亀岡市老人医療費支給
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 医療法等の一部を改正する法律の一部施行による社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。